

【樂天堂訪問リハ 重要事項説明書】

1 事業の目的

医療法人 樂々堂が開設し、樂天堂整形外科が運営する樂天堂訪問リハ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

2 運営方針

- 事業所の従業者は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所の名称及び所在地

名 称	樂天堂訪問リハ
所在地	山梨県富士吉田市上吉田2丁目5番1号 富士急ターミナルビル 5階
事業所番号	1911211082

4 職員体制及び職務内容

<令和6年5月1日現在>

	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	医師	1名	5名	業務の統括・医学的管理	6名
管理代行者	理学療法士	1名		業務の統括・理学療法	1名
機能訓練指導員	理学療法士	37名		理学療法	37名
	作業療法士	2名		作業療法	2名
	言語聴覚士			言語聴覚療法	
相談員		1名		相談・苦情窓口	1名

5 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土・日曜日（但し、12月30日～1月3日と事業所の指定日を除く）
営業時間	午前9時～午後6時

6 指定訪問リハビリテーションのサービス内容

- 関節運動学的アプローチ（AKA治療）
- 機能訓練（関節可動域訓練・筋力訓練・歩行訓練 等）
- 日常生活動作訓練
- 福祉用具や住環境の助言
- 短期集中・個別リハビリテーション
- サービス提供体制強化加算
- 健康チェック

7 利用料

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に準ずる額とする。

	介護度	要支援 1・2	要介護 1～5
介護保険基本料金 (×負担割合)	20分 (1回分)	298円	308円
	40分 (2回分)	596円	616円
	60分 (3回分)	894円	924円
介護保険加算料金 (×負担割合)	リハビリテーション マネジメント加算	なし	213円/月
	短期集中リハビリ実施加算	200円/日 ※2	
	サービス提供体制強化加算	Ⅰ：6円/回 Ⅱ：3円/回 ※3	

※ 1

要支援者は、利用開始日の属する月から12ヶ月を超えた場合、1回分(20分)あたり30円減算となります。

※ 2

短期集中リハビリテーション実施加算については、利用者が当該リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院した病院・診療所、または入所した介護保健施設から退院または退所日から起算して3ヶ月以内の期間に1日あたり20分以上の個別訓練を行った場合200円加算となります。(週2日以上の利用の方のみ) また、介護予防訪問リハビリテーションの場合は退院または退所日、認定日から起算して1ヶ月以内の期間に行なわれる場合は週2日以上で1日40分以上、1ヶ月～3ヶ月以内の期間に行なわれた場合は週2日以上で1日20分以上の個別訓練を行った場合200円加算となります。

※ 3

サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、
Ⅰ：勤続7年以上の者が1人以上いる場合1回分(20分)につき6円加算となります。
Ⅱ：勤続3年以上の者が1人以上いる場合1回分(20分)につき3円加算となります。

8 通常の事業の実施地域

通常サービス対象地域	富士吉田市、富士河口湖町の船津、小立、河口、勝山 (その他の地域は要相談)
------------	---------------------------------------

9 サービスに当たっての留意事項

(1) 利用者は、事業者の安全衛生を害する行為をしてはならない。

10 苦情処理

管理者は、提供した訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

当事業所の窓口

楽天堂訪問リハ 担当 遠山健治	電話:0555-21-1161
-----------------	-----------------

地域行政の窓口

山梨県富士・東部保健福祉事業所 長寿介護課	電話:0555-24-9043
-----------------------	-----------------

市町村役場の窓口

富士吉田市 健康長寿課	電話:0555-22-1111	富士河口湖町 健康増進課	電話:0555-72-6037
山中湖村 いきいき健康課	電話:0555-62-9976	忍野村 福祉保健課	電話:0555-84-7795
鳴沢村 福祉保健課 福祉係	電話:0555-85-3081	都留市 健康推進課	電話:0554-46-5113

公的団体の窓口

山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課相談窓口	電話:055-233-9201 受付日時:毎週水曜日 AM9:00~PM4:00
--------------------------	---

11 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

12 衛生管理

当事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

当事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13 緊急時等における対応方法

- (1) 従業者は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- (4) 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

14 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

17 その他運営に関する重要事項

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 事業所は従業者であつた者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 楽々堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 6 年 6 月 1 日改正